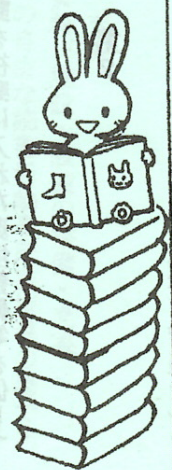


学校図書館を考える・シリーズその3

## 子どもの読書活動「基本計画」と

「推進計画」を、考えてみませんか？



「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成十三年十二月に制定され、この「推進法」に基づき、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成十四年八月に策定・公表しました。この「基本計画」を受け、各都道府県および市町村は独自の「推進計画」を策定するよう努めなければならぬとされ、いくつかの自治体では「推進計画」が策定・公表されています。栃木県でも平成十五年度中に「推進計画」を策定する方向で動いています。

そこで、今回のシリーズその3では、

### I. 学校図書館の施設・設備の整備と充実 《場》

### II. 学校図書館の資料の整備と充実 《資料費》

### III. 学校図書館の人的配置に関して 《人》

この三点に絞って、国の「基本計画」と、すでに公表されている県の「推進計画」とを比較してみました。

なぜこの三点かと申しますと、子どもの読書を保証するため

には、読書環境の条件整備が大切であり、それを整えてやることとが国や地方公共団体の役割である。と思うからです。

そのことに関して、平成十四年八月に、日本図書館協会で行なわれた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を考えるシンポジウムで、日本図書館協会事務局長の松岡要氏は次のように語っています。

「計画の基調は子どもの読書環境をいかに整えるか、という条件整備の計画であって、子どもたちがいささかなりとも読書を強いるような結果をもたらすような計画であってはならないと思います。条件整備とは、子どもたちが読書できる場、豊かな資料、それと子どもに読書への誘いができる専門的職員の三つの要素があり、それがどの程度、いつまでに実現するかということを示すことです。」

私たちも、この意見に賛同し、この三点を取り上げてみました。（《場》の保障ということを考えれば、当然公共図書館に関することも入るのですが、今回は「学校図書館」に関することだけを取り上げました。）

国の「基本計画」と、すでに公表されたいくつかの自治体（ここでは、東京、大阪、岡山、秋田、千葉）の「推進計画」の一部を比べる際、次の点に留意してお読みください。そして、あなたの県や、各市町村の「推進計画」を考える上で参考にしてください。

### 【留意点】

#### I. 学校図書館の施設・設備の整備と充実《場》

◇学校図書館を、どうとらえているか（例、読書センター・情報センター等）

◇学校図書館施設の設備・充実について具体的にふれているか。（改修に関する国庫補助の受け入れ等）

#### II. 学校図書館の資料の整備と充実《資料費》

◇学校図書館の資料費の予算化について具体的にふれているか。（整備5か年計画および自治体独自予算）

◇私立学校についてふれているか。

#### III. 学校図書館の人的配置に関して《人》

◇司書教諭については専任が望ましいが、兼任の場合、その職務内容や校務分掌上の配慮にふれているか。

◇事務職員（学校司書）の存在についてふれているか。

◇12学級以下の学校の、司書教諭の配置についてふれているか。



#### I. 学校図書館の整備・充実

##### 《基本計画》第3章・2・(3)

##### ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

##### ② 学校図書館施設・設備の整備・充実

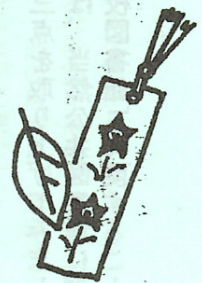
学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

##### 《東京都》第2部・第2章・第2

##### 1 学校図書館の役割

学校図書館は「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っています。



そのため、子どもの多様な興味や関心にこたえらるとともに、知的な刺激を与えるきっかけとなるような魅力的な本を整備し、「読書センター」としての機能を充実することや、調べ学習等を支えていく「学習情報センター」としての機能を充実することが必要です。

### 《大阪府》第三章・(1)

【子どもの自由な読書環境づくり】

\* 安心して読書できる環境づくり

中央図書館や児童文学館、学校図書館では、子どもがいつでも安心して読書を楽しめるような空間と、自分の読みたい本を自由に読めるよう子どものプライバシーを尊重した読書環境づくりに努めます。

### 《岡山県》第三章・2・(2)

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

○各学校における多様な読書活動の推進を図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促します。

### 《秋田県》第二章・2

(1) 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、日常生活の中で子ども達がつくるべき、進んで読書を楽しむことができるよう、読書センターとしての環境整備に努めると共に、子どもの主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能の充実に向けた環境整備に努めるよう強く働きかける。また、読書活動の活性化につながる学級文庫や余裕教室、多目的ホール等の整備・活用も促し、地域に開かれた図書館にする。

### 《千葉県》第二章・2

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 学校図書館等の図書資料、施設・設備の整備・充実

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であるとともに、児童生徒の知的活動を増進し、興味・関心等を呼び起こし、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能を果たすことが求められます。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動を展開していくために、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

そのため、学校図書館の機能の充実に向けた環境整備や児童生徒の多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要です。

## II. 図書資料の整備・充実



### 《基本計画》第三章・2・(3)

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

実

① 学校図書館図書整備五か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成十四年度からの五年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約四千万冊整備することを旨とし、新

たに、「学校図書館図書整備五か年計画」を策定したところであり、平成十四年度から平成十八年度までの五年間で、毎年約百三十億円、総額で約六百五十億円の地方交付税措置が講じられることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。



## 《東京都》第2部・第2章・第2

### 2 学校図書館の計画的な整備・充実

#### ア 図書資料の整備・充実

読書活動の推進に当たって、児童・生徒が使用する図書資料の整備・充実が、最も重要です。そのため、蔵書を充実するとともに、使用頻度の少ない図書資料は閉架式の書庫に移動する等、新旧の図書資料の計画的な入替えを図りつつ「学校図書館図書標準」を達成するように努めます。

また、校内にある読書指導に用いる教材は、学校図書館において一括して管理し、いつでも活用できるように努めます。

## 《大阪府》第三章(2)

### 【資料やさまざまなサービスの充実】

#### \* 学校図書館資料の充実

府立学校では、学校予算を計画的に配分し、図書館資料の購入に努めます。小中学校等の図書館資料については、各市町村に対し、国の交付税措置による学校図書館図書購入費の趣旨について理解を求めていきます。

## 《岡山県》第3章・2・(2)

### ① 学校図書館図書整備五か年計画による図書資料の計画的整備

○ 学校図書館図書整備五か年計画に基づき、公立義務教育諸学校

の学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう、各市町村に働きかけます。また、各学校が必要に応じて、家庭や地域に呼びかけ、家庭の本を学校図書館で活用するなど、地域の実態等に応じた取り組みを促します。

○ 県立学校においては、平成十三年度から、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校の全校で学校図書館図書資料の重点整備を図っており、今後も各学校の実情に沿った計画的な整備・充実を図ります。

## 《秋田県》第2章・2

### (2) 図書資料等の計画的整備・充実

子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を保障する、魅力ある図書資料を充実させるために、国の「学校図書館図書整備五か年計画」に基づく図書整備費の適正な予算化を市町村等に働きかけるとともに、各学校には「学校図書館図書標準」の達成を目標として、蔵書の計画的な整備・充実を図るよう指導・助言していく。その際には、各校で選定委員会を設けたり、子どもや教職員、保護者に対しての希望図書調査を実施したりして、適切な図書を配置することや廃棄に関しても適切に実施するように促す。

## 《千葉県》第2章・2・(3)

### 【施策】

○ 県立学校では学校予算を計画的に配分し、図書資料の整備・充実に努めます。

○ 市町村において、国の「学校図書館図書整備五か年計画」(平成十四年度～平成十八年度)に基づく地方交付税措置を活用するなど、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう促します。

○ 私立学校の図書資料の整備を促します。

### Ⅲ 学校図書館の人的配置

#### 《基本計画》 第3章・2・(3)

④ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進  
学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

##### i 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

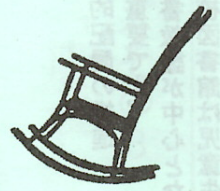
学校図書館法（昭和二十八年法律第一八五号）第5条及び附則第2項の規定により、平成一五年度以降、十二学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

##### ii 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を



促していく。

#### 《東京都》 第2章・第1・2

キ 学校図書館の利用を充実していくための人的配置等  
司書教諭や学校図書館担当教諭は、学校の指導計画の中に学校図書館の利用指導を位置付け、校内における協力体制づくりを推進し、学校図書館の運営の中枢を担います。  
また、保護者や地域の人々から学校支援ボランティアを募り、学校図書館の運営の協力を求めることも考えられます。

#### 《大阪府》 第3章・(1)

〔学校における効果的な読書の推進〕

\* 学校における読書活動推進体制づくり  
校長のリーダーシップのもと、司書教諭や他の教職員が連携・協働して、読書指導を進めます。

#### 《岡山県》 第3章・2・(2)

- ④ 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力
- 十二クラス以上のすべての学校に、司書教諭を配置します。また、十二クラス未満の学校にも必要に応じて配置するよう努めます。
  - 司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割等に関する校内での共通理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促します。
  - 市町村立学校の学校図書館担当事務職員の配置について働きかけます。



- 各学校における校内研修や研究会などを通じ、子どもの読書活動に關する教職員間の連携を促します。
- 児童生徒に対する読み聞かせやストーリーリーディング、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に關する広報活動、図書データベースの作成などの活動において、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援します。

## 《秋田県》 第2章・2・(4)

### ア 司書教諭の配置

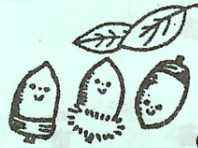
司書教諭は学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、平成十五年以降、十二学級以上の学級を有する学校には必ず置くことになっているが、十二学級未満の学校にも必要に応じて置くように働きかける。司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立を促すと共に、司書教諭の役割等について共通理解を図る。

イ 学校図書館担当事務職員との連携  
学校図書館の諸事務にあたる学校図書館担当事務職員と司書教諭とが連携し、学校図書館運営の円滑化を図るよう働きかける。

## 《千葉県》 第2章・2・(3)

ウ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進  
学校図書館の活性化のためには、人の配置が重要で。

学校図書館は校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって運営します。司書教諭の適切な配置により、学校図書館は児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を育むうえで必



要な学習・情報センターとしての役割を充実させることができます。また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館担当事務職員の配置や、他の教職員、保護者や地域のボランティアとの連携・協力を努めることが必要です。なお、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ることにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や、読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となります。

### 〔施策〕

- 県立学校においては、十二学級以上の学校で司書教諭を置きます。
- 県立以外の小・中・高等学校等については、司書教諭の適切な配置を促進するよう指導していきます。
- 教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図ります。
- 学校図書館の活用をさらに充実するため、配置の工夫や実践事例の紹介などを通じて、学校図書館担当事務職員の配置を促していきます。
- 県立学校については、引き続き事務職員の適切な配置に努めます。
- 地域のボランティア、非常勤職員等の人材を積極的に活用し、児童生徒がより興味をもって読書に取り組める活動を展開することを促します。
- 保護者や地域住民のボランティア活動により、活発で効果的な学校図書館活動を行っている事例の紹介等に努めます。

※ あなたの「意見、ご感想、情報など」をお寄せ下さい。

栃木子どもの本連絡会

「学校図書館を考える」プロジェクト発行

連絡先 前原 雪江(0283・66・2638)